

村県民税特別徴収の納期の特例についての承認申請書

令和 年 月 日 提出

日高村長様	① 申請者	住所または所在地		特別徴収義務者 指定番号			
		氏名または事務所等の 名称及び代表者の氏名・印	⑨	電話番号			
特別徴収税額の納期の特例について、地方税法第 321 条の 5 の 2 第 1 項の規定による申請をします							
②特例の適用を受けようとする税額		令和 年 月以降の納期にかかる村・県村民税特別徴収税額				円	
③申請の日前 6 か月間の各月の給与 の支払いを受ける人員	令和 年 月分	令和 年 月分	令和 年 月分	令和 年 月分	令和 年 月分	令和 年 月分	
	円	円	円	円	円	円	
	人	人	人	人	人	人	
	(内臨時 人)	(内臨時 人)	(内臨時 人)	(内臨時 人)	(内臨時 人)	(内臨時 人)	
④③欄の内日高村に住所を有する者の氏名							
⑤1. 現に村税の滞納があり、又は最近において著しい納入遅滞の事実がある場合においてそれがやむを得ない理由によるものであるときはその理由の詳細							
⑥2. 申請の日前 1 ヶ年以内に納期の特例についてその承認を取り消されたことがある場合は、その年月日							
※ 処理欄	処理区分	却下理由	起案	令和 年 月 日			
	承認		決裁	令和 年 月 日			
			施行	令和 年 月 日			
	却下	決裁	村長	副村長	課長	課長補佐	係長

※印は記入しないでください。必ず申請についての注意事項を見て記入して下さい。

申請についての注意事項

1. 特別徴収の納期の特例制度について

(1) この制度の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払を受けるものが常時10人未満であるものについて、村長の承認を受けたものです。

※「常時10人未満」とは、平常時に給与の支払を受けるものが10人に満たないということです。従って繁忙期に臨時に雇い入れた人数を含めません。

(2) この特例の承認を受けた場合は、支払給与、退職所得等について徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

6月から11月までに徴収した税額：12月10日までに納入、12月から5月までに徴収した税額：6月10日までに納入

(3) 納期の特例について承認を受けていたものは、その者から給与の支払を受けるものが10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく村長に書面により届け出なければなりません。

◎ 注意：滞納や著しい納付遅延があるような者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても滞納したり納付遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、ご注意願います。

2. 申請書の書き方

(1) ①欄には、申請書が個人である場合にはその住所及び氏名を記入してください。また、法人である場合には本店または主たる事務所の所在地及び、法人名または代表者氏名を記入してください。ただし、支店・支社等で特別徴収をおこなっている者が申請者である場合には、その支店・支社等の所在地及び名称並びに責任者名を記入してください。

(2) ②欄には、納期の特例の適用開始を希望する年月を記入してください。

(3) ③欄には、申請の日前6ヶ月の各月末に給与支払を受ける人員数と各月の給与の支払金額（賞与等の臨時の給与を含む）を記入してください。（給与の支払を受けているもの全員について記入してください。日高村への納税者についてではありません）

(4) ④欄には、日高村に住所を有する者の氏名を記入してください。

(5) ⑤, ⑥欄には、該当する場合に限り記入してください。